

令和6年3月

事業主 殿

石川労働局長登録教習機関  
木材業労災防止協会石川県支部

## 木材加工用機械作業主任者技能講習の実施について(ご案内)

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

労働安全衛生法第14条の規定により、木材加工用機械として、丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取盤及びルーター(携帯用のものを除く)を合計5台以上(自動送材車式帯のこ盤が含まれている場合には3台以上)を有する事業場においては、事業主は法第77条の規定に基づく登録教習機関が行う技能講習を修了した者のうちから、木材加工用機械作業主任者を選任し、その者に作業の指揮、その他厚生労働省令で定める事項を行なわせなければならないこととされています。

当支部では、石川労働局長登録教習機関として下記により講習を実施しますので、この機会に有資格者を確保されるようご案内申し上げます。

### 記

- 日 時  
令和6年7月25日(木) 午前9:00～午後6:15  
令和6年7月26日(金) 午前9:00～午後6:20
- 会 場  
金沢市東蚊爪町1-23-1 TEL (076)238-7198  
石川森林文化ホール
- 最小開催定員 10名  
最小開催定員に達しない場合、中止することがあります。  
その場合、事前に事業場へ電話でご連絡いたします。
- 受講資格  
1 木材加工用機械による作業に3年以上従事した経験を有する者  
2 厚生労働大臣が定める者(別紙1)
- 受講料  
18,200円(受講料16,000円・テキスト代2,200円)税込  
受講一部免除者(別紙2該当者)は、  
13,200円 (受講料11,000円・テキスト代2,200円)税込

6. 申込方法 受講申込書に所定事項を記入の上、提出してください。  
本人写真(縦2.8cm×横2.2cm正面脱帽)1枚貼付  
(写真の裏面に氏名を記入しのみり付けして貼ってください)

7. 申込先 〒920-0209 金沢市東蚊爪町1-23-1  
林材業労災防止協会石川県支部  
Tel(076)238-7761 Fax(076)237-6004

8. 振込先 北國銀行本店営業部 (普)No.236511  
林材業労災防止協会石川県支部  
振込手数料はお客様負担でお願いいたします。

9. 申込締切 **令和6年7月18日(木)**

10. 講習科目及び時間

|      | 講習科目                            | 内容                                    | 時間  |
|------|---------------------------------|---------------------------------------|-----|
| 第一日目 | 木材加工用機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識 | 木材加工用機械、安全装置、搬送機械装置及び自動送材装置の種類、構造及び機能 | 6時間 |
|      | 木材加工用機械、その安全装置等の保守点検に関する知識      | 木材加工用機械、安全装置等の保守点検、作業環境の整備            | 2時間 |
| 第二日目 | 木材加工用機械作業の方法に関する知識              | 治具及び手工具の種類及びその使用方法<br>安全作業一般、作業標準     | 5時間 |
|      | 関係法令                            | 労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則中の関係条項    | 2時間 |
|      | 修了試験                            |                                       | 1時間 |

11. その他留意事項

- ①この講習は、技能講習でありますので、所定の時間どおり聴講され、かつ修了試験に合格した者に対して、法令に基づく「修了証」が交付されます。
- ②受講者には受講票を送付しますので、当日持参して下さい。
- ③修了試験がありますので、鉛筆(ボールペン等は不可)と消しゴムを持参して下さい。
- ④テキストは、受付の際にお渡しします。

## 別紙1

### 厚生労働大臣が定める者

(木材加工用機械作業主任者技能講習規程(昭和47年9月30日労働省告示第100号。以下「木工規程」という。)第1条)

次の各号に掲げる者で当該訓練を修了した後2年以上木材加工用機械作業の業務に従事した経験を有するもの。

- 1 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第2の訓練科の欄に定める製材機械系製材機械整備科、建築施工系木造建築科、建築施工系枠組壁建築科、木材加工系木工科、又は木材加工系木型科の訓練を修了した者
- 2 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である高度職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第6の訓練科の欄に定める居住システム系建築科、居住システム系住居環境科又は居住システム系インテリア科の訓練を修了した者
- 3 職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成4年法律第67号)による改正前の職業能力開発促進法(以下「旧能開法」という。)第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令(平成5年労働省令第1号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則(以下「平成5年改正前の能開法規則」という。)別表第3の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、製材料又は合板製造科の訓練(職業訓練法の一部を改正する法律(昭和60年法律第56号)による改正前の職業訓練法(以下「訓練法」という。)第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び職業訓練法の一部を改正する法律(昭和53年法律第40号)による改正前の職業訓練法(以下「旧訓練法」という。)第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。)を修了した者
- 4 旧能開法第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、平成5年改正前の能開法規則別表第3の2の訓練科の欄に掲げる建築科又は室内造形科の訓練(訓練法第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。)を修了した者
- 5 職業能力開発促進法第27条第1項の指導員訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第8の3(2)の表の訓練科の欄に掲げる建築指導科の訓練若しくは別表第9の28の表の専攻科の欄に掲げる建築専攻の訓練、職業能力開発促進法施行規則及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第61号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第8(3)の表の訓練科の欄に掲げる建築指導科の訓練、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(平成25年厚生労働省令第61号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第8(3)の表の訓練科の欄に掲げる建築システム工学科の訓練、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(平成16年厚生労働省令第45号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第8(3)の表の訓練科の欄に掲げる建築工学科若しくは造形工学科の訓練又は職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(昭和63年労働省令第13号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第8(3)の表の訓練科の欄に掲げる建築科若しくは木材加工科の訓練(旧訓練法第8条第1項の指導員訓練として行われたものを含む。)を修了した者
- 6 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令(昭和53年労働省令第37号。以下「53年改正省令」という。)附則第2条第1項に規程する専修訓練課程の普通職業訓練(平成5年改正省令による改正前の同項に規程する専修訓練課程の養成訓練を含む。)のうち53年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則(以下「旧訓練法規則」という。)別表第2の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、製材料若しくは合板製造科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は旧訓練法第8条第1項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第2の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、製材料若しくは合板製造科の訓練を修了した者

## 講習科目の受講の一部免除(木工規程第4条)

| 区分 | 受講の免除を受けることができる者  | 免除講習科目  |
|----|---|---|
| I  | <p>1 木工規程第1条第1号から第4号まで及び第6号に掲げる者</p> <p>2 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通 職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科又は製材科の訓練(旧能開法第27条第1項の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの、訓練法第10条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の能力再開発訓練として行われたものを含む。)を修了した者</p> <p>3 職業能力開発促進法施行規則別表第11の3の3に掲げる検定職種のうち、機械木工、木型製作、家具製作、建具製作又は建築大工に係る一級又は二級の技能検定に合格した者(機械木工に係る一級又は二級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において木工機械整備作業を試験科目として選択した者に限り、家具製作に係る一級又は二級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において家具手加工作業を試験科目として選択した者に限り、建具製作に係る一級又は二級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において木製建具手加工作業を試験科目として選択した者に限る)</p> <p>4 職業能力開発促進法第28条第1項に規程する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げる製材機械科、建築科、枠組壁建築科、木工科若しくは木型科又は平成5年改正前の能開法規則別表第11の免許職種の欄に掲げる合板科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者</p> | <p>作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識</p> <p>作業に係る機械、その安全装置等の保守点検に関する知識</p> <p>作業の方法に関する知識</p> |
| II | <p>林業労働災害防止協会が、労働災害防止団体法(昭和39年法律第118号)第36条第1項第1号の規程により設定した労働災害防止規程に基づき実施する製材安全士に関する講習を修了した者</p>   | <p>作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識</p>  |